

## えひめ子育て応援シンボルマーク使用承認要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、愛媛県（以下「県」という。）が「えひめのびのび子育て応援隊」として登録している小売店、飲食店及び施設等（以下「店舗等」という。）に別記のえひめ子育て応援シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用を承認する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用承認の基準)

**第2条** シンボルマークの使用に係る承認の基準は、次の各号の全てを満たす場合とする。

- (1) えひめのびのび子育て応援隊に登録されていること。
- (2) 子育て家庭に対する支援の輪の拡大を推進する趣旨に賛同していただけること。
- (3) えひめのびのび子育て応援隊の広報に協力していただけること。

2 シンボルマークの利用態様に係る承認の基準は、次の各号の全てを満たす場合とする。

- (1) シンボルマークの縦横比率を変更していないこと。
- (2) シンボルマークの色調を変更していないこと。
- (3) 文字の書体を変更していないこと。

### (使用承認手続)

**第3条** シンボルマークを使用しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を、県に提出しなければならない。

- (1) えひめ子育て応援シンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）
- (2) シンボルマークを使用したデザイン案
- (3) その他県が必要と認める書類

2 県は、提出があつた申請書等を審査し、第2条に規定する使用承認の基準に該当することを確認し、シンボルマークの信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、使用を承認し、えひめ子育て応援シンボルマーク使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

### (使用承認期間)

**第4条** シンボルマークの使用承認期間は、3年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

### (使用廃止)

**第5条** 第3条の規定に基づきシンボルマークの使用承認を受けた者は、使用承認の期間中に使用を止めたときは、えひめ子育て応援シンボルマーク使用廃止届出書（様式第3号）を、県に提出しなければならない。

### (使用料)

**第6条** シンボルマークの使用承認は、無償とする。

### (報告及び調査等)

**第7条** 県は、必要があると認めるときは、シンボルマークの使用承認を受けた者に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

### (使用承認の取消し)

**第8条** 県は、シンボルマークの使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用の承認を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も県に請求できないものとする。

- (1) 使用承認を受けた使用目的、使用方法及び利用態様以外でシンボルマークを不正に使用したとき。
- (2) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (3) その他シンボルマークの使用承認を行う趣旨に反する行為をしたとき。

### (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、県が決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月28日から施行する。
- 2 えひめのびのび子育て応援隊に登録された際に、県が交付するシンボルマークの入った店頭表示用ステッカーの使用については、この要綱の規定は適用しない。

別記

